

岡崎市景観整備機構の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。第92条第1項の規定に基づく景観整備機構（以下「機構」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第92条第1項の規定による機構の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による景観整備機構指定申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 法第93条に規定されている業務のうち、機構として行おうとする業務（以下「業務」という。）に関する計画書
- (2) 定款又は寄附行為
- (3) 登記事項証明書
- (4) 役員の氏名、住所及び法人の沿革を記載した書面
- (5) 組織図及び事務分担を記載した書面
- (6) 前事業年度の事業報告書及び事業活動計算書並びに貸借対照表
- (7) 当該事業年度の事業計画書及び事業活動予算書
- (8) その他法第93条各号に掲げる業務に関し参考となる書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定の基準)

第3条 市長は、前条の規定による指定の申請があった場合において、申請者が次に掲げる基準のいずれにも該当すると認めるときは、法第92条第1項の規定に基づき、当該申請者を機構として指定するものとする。

- (1) 指定後の予定業務の内容が、本市の景観行政の推進に資すると認められること。
- (2) 法第93条各号に掲げる業務を適正かつ確実に遂行するための必要な人員の配置その他必要な措置を講じていること。
- (3) 法第93条各号に掲げる業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。
- (4) 法第95条第3項の規定により指定を取り消されたものにあつては、その処分のあった日から2年以上経過していること。

2 前条の申請に係る標準処理期間は、60日とする。

(指定の通知)

第4条 市長は、前条の規定により機構の指定をしたときは、様式第2号による景観整備機構指定書により指定した旨を申請者に通知するものとする。

(名称等の変更の届出)

第5条 機構は、当該機構の名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、法第92条第3項の規定により、あらかじめ、その旨を様式第3号による景観整備機構名称等変更届出書により、市長に届け出なければならない。

2 機構は、当該指定に係る業務内容又は当該法人の代表者を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を様式第4号による景観整備機構業務等変更届出書により、市長に届け出なければならない。

（名称等の変更の届出に係る告示）

第6条 市長は、前条第1項の規定による届出があったときは、法第92条第4項の規定により当該届出に係る事項を告示するものとする。

（業務の報告等）

第7条 市長は、機構に対し法第95条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる手続を行わせるものとする。

(1) 機構は、毎事業年度の事業開始前に、事業計画書及び事業活動予算書を市長に提出するものとする。

(2) 機構は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、事業報告書及び事業活動計算書を市長に提出するものとする。

（業務の改善命令）

第8条 市長は、機構に対し法第95条第2項の規定に基づき、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命令する場合は、様式第5号による景観整備機構業務運営改善命令書により当該機構に命令するものとする。

（指定の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、機構の指定を取り消すことができる。

(1) 法第95条第3項の規定に該当するとき。

(2) 機構が、様式第6号による景観整備機構指定取消申請書により、指定の取消しを申し出たとき。

(3) 機構が解散したとき。

（指定の取消しの通知）

第10条 市長は、前条の規定に基づき機構の指定を取り消したときは、様式第7号による景観整備機構指定取消通知書により当該機構に通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。